

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
1	実施契約書（案）	2	第8条第1項(3)	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定、会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会を設置する規定又は会社法第2条第12号に定める指名委員会等を設置する規定のいずれかの規定があること。	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
2	実施契約書（案）	4	第11条第1項	（運営権設定対象施設の契約不適合責任等） 第9条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）（本事業開始日時時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な契約不適合であって、募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項、第2項及び第4項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後1年以内（以下本条において「契約不適合責任期間」という。）に県に通知する。県は、契約不適合責任期間内に運営権者から当該通知があった場合であって、当該契約不適合から運営権者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、県において当該契約不適合の修補を行い、又は当該契約不適合に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償するものとし、その時期及び方法については、県及び運営権者の協議により定める。なお、運営権設定日以後本事業開始日までの期間に契約不適合が発見された場合も同様とする。	（運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等） 第9条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について瑕疵（本事業開始日時時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項及び第2項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後1年以内（以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に県に通知する。県は、瑕疵担保期間内に運営権者から当該通知があった場合であって、当該瑕疵から運営権者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、県において当該瑕疵の修補を行い、又は当該瑕疵に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償するものとし、その時期及び方法については、県及び運営権者の協議により定める。なお、運営権設定日以後本事業開始日までの期間に瑕疵が発見された場合も同様とする。
3	実施契約書（案）	4	第11条第2項	第30条第2項の規定により引き渡された新設調整池等について契約不適合（ただし、本項においては県から運営権者への引渡時点における契約不適合をいう。）が発見された場合、運営権者は、新設調整池等の引渡日以後1年以内（以下本条において「契約不適合責任期間（新設調整池等）」という。）に県に通知する。県は、契約不適合責任期間（新設調整池等）内に運営権者から当該通知があった場合に限り、県において当該契約不適合の修補を行い、又は当該契約不適合に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償するものとし、その時期及び方法については、県及び運営権者の協議により定める。	-
4	実施契約書（案）	4	第11条第3項	契約不適合責任期間又は契約不適合責任期間（新設調整池等）の経過後において、運営権設定対象施設（新設調整池等を含む。）について契約不適合（新設調整池等については、県から運営権者への引渡時点における契約不適合をいう。以下本項において同じ。）が発見され、当該契約不適合について、県が施工業者、製造業者その他の第三者（以下「工事請負業者等」という。）に対して契約に基づく修補請求又は損害賠償請求を行うことができる場合、県は、運営権者の要請に応じて、当該工事請負業者等をして当該契約不適合の修補を行わせ、又は当該契約不適合に起因して県に生じた損害若しくは費用等を補償させる。当該契約不適合に起因して県が工事請負業者等から実際に補償金を受領した場合には、当該受領した金額から県に生じた固有の損害又は費用等（もしあれば。）を控除した残額の限度で、当該契約不適合に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償する。運営権者は、県の要請に応じてこれに最大限協力するものとする。	-
5	実施契約書（案）	5	第11条第4項	4 県は、前項に定める場合を除き、契約不適合責任期間又は契約不適合責任期間（新設調整池等）経過後に運営権設定対象施設について契約不適合が発見された場合、これらの契約不適合については一切責任を負わない。	2 県は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
6	実施契約書（案）	5	第11条第5項	5 県は、運営権者譲渡対象資産、その他第9条第1項の規定により運営権者が県から承継した権利、契約等、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の契約不適合を含むが、これらに限られない。）が発見された場合、契約不適合責任期間の前後を問わず、これらの契約不適合については一切責任を負わない。	3 県は、運営権者譲渡対象資産、その他第9条第1項の規定により運営権者が県から承継した権利、契約等、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むが、これらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
7	実施契約書（案）	5	第15条第1項	公有財産無償貸付契約の貸付期間は本事業期間と同じとし、本契約が何らかの理由により解除又は終了した場合、公有財産無償貸付契約も終了するものとする。	公有財産無償貸付契約の貸付期間（公有財産無償貸付契約の規定に基づく更新後の期間を含む。）は本事業期間と同じとし、本契約が何らかの理由により解除又は終了した場合、公有財産無償貸付契約も終了するものとする。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
8	実施契約書（案）	8	第20条第1項(3)	運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書（もしあれば。）の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書（もしあれば。）の写しの県への提出	運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写しの県への提出
9	実施契約書（案）	8	第20条第1項(4)	運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写しの県への提出	運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写しの県への提出
10	実施契約書（案）	8	第20条第1項(12)	第25条第1項及び第2項に規定する契約書の写しの提出	第25条第2項及び第3項に規定する契約書の写しの提出
11	実施契約書（案）	10	第22条第2項	県は、前項第3号及び第4号に掲げる業務のうち、①第二受水テレメータ室の維持管理業務並びに②第二受水テレメータ室及びその立地する土地の保安等に係る業務を遂行するに当たって運営権者が負担した実費相当額を負担するものとする。なお、当該負担の時期及び方法については、県及び運営権者の間で別途協議の上で定める。	-
12	実施契約書（案）	10	第24条第1項	ただし、運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において任意事業（提案書類に記載されているものを含むが、これに限られない。）を実施しようとするときは、県の事前の承認を得なければならない。	ただし、運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において提案書類に記載のない任意事業を実施しようとするときは、県の事前の承認を得なければならない。
13	実施契約書（案）	11	第24条第4項	運営権者は、本事業期間中において、第1項及び第2項の規定により開始した任意事業（ただし、第2項第2号に掲げる任意事業を除く。）の内容を変更する場合には、県の事前の承認を得るものとする。ただし、任意事業を休止又は廃止する場合には、県に対する事前の通知で足りるものとする。 <sup>4</sup>	-
14	実施契約書（案）	11	脚注4	運営権者が提案書類において、優先交渉権者選定基準第5.2.6に記載する実施義務を負う任意事業の提案をした場合には、当該任意事業の休止又は廃止には県の事前の承認を要する旨、本項を調整します。	-
15	実施契約書（案）	11	第25条第1項	運営権者は、本事業期間中、県の事前の承認を得た場合に限り、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に定めるところに従い、本事業等に係る業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる（この場合、運営権者は、委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等（以下「外部委託情報等」という。）を事前に県に対して通知し、かつ、当該第三者との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく県に提出しなければならない。）。ただし、①運営権者の株主又は協力企業（提案書類において本事業等に係る業務の受託者として記載されたものをいう。以下同じ。）に対して本事業等に係る業務の全部若しくは一部を委託し、若しくは請け負わせる場合、又は②運営権者の株主又は協力企業以外の第三者に対して、運営権設定対象施設の運転管理業務以外の業務の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせる場合には、外部委託情報等を当該第三者との間で契約を締結した後速やかに県に対して報告することで足りるものとする。	運営権者は、本事業期間中、県の事前の承認を得た場合に限り、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に定めるところに従い、本事業等に係る業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、①運営権者の株主又は協力企業（提案書類において本事業等に係る業務の受託者として記載されたものをいう。以下同じ。）に対して本事業等に係る業務の全部若しくは一部を委託し、若しくは請け負わせる場合、又は②運営権者の株主又は協力企業以外の第三者に対して、運営権設定対象施設の運転管理業務以外の業務の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせる場合には、次項に規定する事項を事前に県に対して通知することで足りるものとする。
16	実施契約書（案）	11	第25条第2項(旧)	-	運営権者は、第三者に本事業等に係る業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者との間で契約を締結する前に、委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等を県に通知するものとし、かつ、当該第三者との間で締結した契約書の写しを当該契約の締結後遅滞なく県に提出しなければならない。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
17	実施契約書（案）	11	第25条第2項	2 前項の定めに従って本事業等に係る業務を受託した者（以下本条において「受託者」という。）又は請け負った者（以下本条において「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用しようとする場合、運営権者は、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で契約を締結する前に、県の事前の承認を得なければならない（この場合、運営権者は、当該再委託又は下請負に係る外部委託情報等を事前に県に対して通知し、かつ、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請先との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく県に提出しなければならない。）。ただし、①当該再委託先又は下請負先が運営権者の株主又は協力企業である場合、又は②当該再委託先又は下請負先が運営権者の株主又は協力企業以外の第三者であって、かつ、当該再委託又は下請負の対象となる本事業等に係る業務が運営権設定対象施設の運転管理業務以外の業務である場合には、運営権者は、当該再委託先又は下請先に係る外部委託情報等を、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請先との間で契約を締結した後速やかに県に対して報告することで足りるものとする。なお、本項の規定により再委託又は下請負がなされた場合、その後、当該再委託又は下請負による再委託先又は下請負先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとし、以降も同様とする。	3 第1項の定めに従って本事業等に係る業務を受託した者（以下本条において「受託者」という。）又は請け負った者（以下本条において「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用しようとする場合、運営権者は、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で契約を締結する前に、県の事前の承認を得なければならない。ただし、①当該再委託先又は下請負先が運営権者の株主又は協力企業である場合、又は②当該再委託先又は下請負先が運営権者の株主又は協力企業以外の第三者であって、かつ、当該再委託又は下請負の対象となる本事業等に係る業務が運営権設定対象施設の運転管理業務以外の業務である場合には、運営権者は、当該再委託先又は下請先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等を事前に県に対して通知することで足りるものとする。運営権者は、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請先との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく県に提出しなければならない。なお、本項の規定により再委託又は下請負がなされた場合、その後、当該再委託又は下請負による再委託先又は下請負先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとし、以降も同様とする。
18	実施契約書（案）	12	第25条第3項	運営権者は、本事業期間中、前二項の定めによる委託、再委託、請負及び下請負に係るすべての契約書の写しを備え置くとともに、県が求めた場合には、速やかに当該契約書の写し及び県が合理的に要求する体制図等を県に提出しなければならない。	-
19	実施契約書（案）	12	第25条第4項	第1項及び第2項の規定による委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業等に係る業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、第1項及び第2項の定めに従うものとする。	第1項及び第3項の規定による委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業等に係る業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、第1項及び第3項の定めに従うものとする。
20	実施契約書（案）	12	第26条第1項	運営権者は、本事業開始予定日までに、運営権設定対象施設の運転管理業務に配置する従事職員（前条の規定による受託者若しくは請負者（前条第2項の規定により受託者又は請負者とみなされる者を含む。）又はこれらの者が使用する一切の第三者を含む。以下本条において同じ。）及び運営権者が直接雇用する従業員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、県が求めた場合には、速やかに当該一覧表を県に提出しなければならない。また、当該一覧表の内容に変更がある場合は、都度、これを修正しなければならない。	運営権者は、本事業開始予定日までに、運営権設定対象施設の運転管理業務に配置する従事職員（前条の規定による受託者若しくは請負者（前条第3項の規定により受託者又は請負者とみなされる者を含む。）又はこれらの者が使用する一切の第三者を含む。以下本条において同じ。）及び運営権者が直接雇用する従業員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、県が求めた場合には、速やかに当該一覧表を県に提出しなければならない。また、当該一覧表の内容に変更がある場合は、都度、これを修正しなければならない。
21	実施契約書（案）	13	第27条第2項	運営権者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、本事業開始予定日までに、付保した保険契約の内容を県に通知した上で、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を県に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改又は新たな締結があった場合も同様とする。	運営権者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、本事業開始予定日までに、付保した保険契約の内容を県に通知した上で、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を県に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。
22	実施契約書（案）	13	第29条第1項	（県による新たな施設の建設又は既存施設の増築及び運営権設定対象施設の一部休止） 県は、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業に係る新たな施設の建設又は既存施設の増築を、運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、当該協議の開始から180日以内に合意に至らなかったときは、県は、県の決定に従って、当該施設の建設又は既存施設の増築に伴う要求水準の変更内容を運営権者に対して通知した上で、当該施設の建設又は既存施設の増築を行うことができるものとする。かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし、運営権者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする。	（県による新たな施設の建設又は増築及び運営権設定対象施設の一部休止） 県は、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業に係る新たな施設の建設又は増築を、運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、当該協議の開始から180日以内に合意に至らなかったときは、県は、県の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を運営権者に対して通知した上で、当該施設の建設又は増築を行うことができるものとする。かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし、運営権者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする。
23	実施契約書（案）	14	第32条第1項	運営権者は、本事業期間中、募集要項等、要求水準書、提案書類及び全体事業計画書に基づき、初回料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を、各定期改定実施年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。	運営権者は、本事業期間中、初回料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を、各定期改定実施年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
24	実施契約書（案）	14	第33条第1項	運営権者は、本事業期間中、募集要項等、要求水準書、提案書類及び中期事業計画書に基づき、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を、当該事業年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。	運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を、当該事業年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。
25	実施契約書（案）	15	第34条第1項	運営権者は、本事業期間中、各四半期の末日から45日以内に、本事業等の財務並びに財務の健全性に係る指標の実績値に関する四半期業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。	運営権者は、本事業期間中、各四半期の末日から30日以内に、本事業等の財務並びに財務の健全性に係る指標の実績値に関する四半期業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。
26	実施契約書（案）	15	第35条第1項	運営権者は、本事業期間中、各事業年度の第2四半期の末日から45日以内に、本事業等の業務に関する半期業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。	運営権者は、本事業期間中、各事業年度の第2四半期の末日から30日以内に、本事業等の業務に関する半期業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。
27	実施契約書（案）	15	第35条第2項	運営権者は、本事業期間中、各事業年度の末日から90日以内に、本事業等の業務に関する年間業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。	運営権者は、本事業期間中、各事業年度の末日から60日以内に、本事業等の業務に関する年間業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。
28	実施契約書（案）	15	第37条第1項(1)	会社法第435条第2項及び同法第444条第1項に規定する計算書類及び連結計算書類（会計監査人による監査済のもの）並びにキャッシュ・フロー計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書 各事業年度の末日から90日以内	会社法第435条第2項及び同法第444条第1項に規定する計算書類及び連結計算書類（会計監査人による監査済のもの）並びにキャッシュ・フロー計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書 各事業年度の末日から60日以内
29	実施契約書（案）	15	第37条第1項(2)	9個別事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表 各事業年度の末日から90日以内	9個別事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表 各事業年度の末日から60日以内
30	実施契約書（案）	15	第37条第1項(3)	任意事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表 各事業年度の末日から90日以内	任意事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表 各事業年度の末日から60日以内
31	実施契約書（案）	15	第37条第1項(4)	第22条第1項第5号に定める土地、建築物及び工作物等貸付業務並びに関連業務に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表 各事業年度の末日から90日以内	第22条第1項第5号に定める土地、建築物及び工作物等貸付業務並びに関連業務に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表 各事業年度の末日から60日以内
32	実施契約書（案）	15	第37条第1項(5)	会社法第435条第2項に規定する事業報告 各事業年度の末日から90日以内	会社法第435条第2項に規定する事業報告 各事業年度の末日から60日以内
33	実施契約書（案）	16	第37条第1項(6)	運営権者が会社法第2条第5号に規定する公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項 各事業年度の末日から90日以内	運営権者が会社法第2条第5号に規定する公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項 各事業年度の末日から60日以内
34	実施契約書（案）	17	第39条第5項	運営権者は、改築計画書（案）を作成するにあたり、改築実施時期の調整又は県及び運営権者が別途合意した調整を除き、その内容について、改築提案書に記載された改築内容に従うものとする。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容について変更の必要が生じた場合であって、運営権者が改築計画書（案）に改築提案書からの変更内容及び変更理由を記載し、県が承認した場合はこの限りではない。なお、①改築内容の変更を行う場合にあっては、改築提案書に記載された改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、又は②改築に係る工事を入れ替える場合にあっては、当該入替に合理性が認められる場合には、県は当該改築内容の変更を承認するものとする。	運営権者は、改築計画書（案）を作成するにあたり、改築実施時期の調整を除き、その内容について、改築提案書に記載された改築内容に従うものとする。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容について変更の必要が生じた場合であって、運営権者が改築計画書（案）に改築提案書からの変更内容及び変更理由を記載し、県が承認した場合はこの限りではない。なお、①改築内容の変更を行う場合にあっては、改築提案書に記載された改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、又は②改築に係る工事を入れ替える場合にあっては、当該入替に合理性が認められる場合には、県は当該改築内容の変更を承認するものとする。
35	実施契約書（案）	17	第39条第6項	前項の定めに加えて、①運営権設定対象施設について契約不適合（第11条第1項（新設調整池等については第2項）に定める意味を有する。）が存在したこと、又は②第11条第5項に定める情報等に契約不適合（第11条第5項に定める意味を有する。）が存在したことに起因して、改築提案書に記載のない運営権設定対象施設の改築が必要となった場合、運営権者は、県に対して、改築提案書に記載した改築内容の変更又は改築に係る工事の入替について協議を申し入れることができ、県は必要と認める範囲で改築提案書に記載した改築の変更又は改築に係る工事の入替を承認することができるものとする。	前項の定めに加えて、①運営権設定対象施設について瑕疵（第11条第1項に定める意味を有する。）が存在したこと、又は②第11条第3項に定める情報等に瑕疵（第11条第3項に定める意味を有する。）が存在したことに起因して、改築提案書に記載のない運営権設定対象施設の改築が必要となった場合、運営権者は、県に対して、改築提案書に記載した改築内容の変更又は改築に係る工事の入替について協議を申し入れることができ、県は必要と認める範囲で改築提案書に記載した改築の変更又は改築に係る工事の入替を承認することができるものとする。
36	実施契約書（案）	18	第39条第8項	県及び運営権者は、流域下水道事業に係る改築計画書を作成する場合には、県及び運営権者が別途合意した場合を除き、流域下水道事業ごとに、当該改築計画書に基づき行われる改築業務に要する費用の総額を、当該改築計画書の対象となる料金期間において実施される当該流域下水道事業に係る改築業務に要する費用の総額として提案書類に記載された金額（県及び運営権者が別途合意により当該金額を変更した場合には当該変更後の金額とし、以下「料金期間上限金額」という。）以内の額としなければならない。	県及び運営権者は、流域下水道事業に係る改築計画書を作成する場合には、県及び運営権者が別途合意した場合を除き、流域下水道事業ごとに、当該改築計画書に基づき行われる改築業務に要する費用の総額を、当該改築計画書の対象となる料金期間において実施される当該流域下水道事業に係る改築業務に要する費用の総額として提案書類に記載された金額以内の額としなければならない。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
37	実施契約書（案）	18	第39条第9項	前項の規定にかかわらず、県は、各定期改定実施年度の前事業年度の1月末日までに、流域下水道事業ごとに、別紙9-3に定める算定方法に従い、当該定期改定実施年度の属する料金期間に適用される料金期間上限金額の改定を行う。この場合、第1項④に定める本事業期間中に実施する流域下水道事業における改築業務に要する費用の総額も併せて変更されるものとする。	-
38	実施契約書（案）	18	第40条第2項	前項の定めにかかわらず、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は、変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は、変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書として、それ以降、運営権者は、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。なお、流域下水道事業に係る変更改築計画書を作成する場合、前条第8項の定めを準用するものとする。	前項の定めにかかわらず、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は、変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は、変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書として、それ以降、運営権者は、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。
39	実施契約書（案）	19	第43条第2項	この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。	この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を必要な限りにおいて破壊して検査することができる。
40	実施契約書（案）	21	第47条第2項	運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更、不可抗力、県の責めに帰すべき事由又は施工上やむを得ない事由により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、県及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。	運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、県及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。
41	実施契約書（案）	21	第48条第3項	年度実施協定の締結後に、県の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、県は、運営権者と協議の上、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更することによって、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用として、その支払期限までに運営権者に支払う。	年度実施協定の締結後に、県の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、県は、運営権者と協議の上、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
42	実施契約書（案）	21	第48条第4項	年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害の負担等については、次条の定めに従うものとする。	年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項（ただし、同項第8号は除く。）に定める場合を除き、当該増加費用及び損害の負担について前項の定めを適用する。
43	実施契約書（案）	22	第48条の2第1項	（流域下水道事業における単年度対象改築業務に係る不可抗力による損害の特則） 年度実施協定の締結後、当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務に係る工事目的物の引渡し前に、不可抗力により、当該単年度対象改築業務に係る工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、運営権者は、その事実の発生後直ちにその状況を県に通知しなければならない。	-
44	実施契約書（案）	22	第48条の2第2項	運営権者は、前項に規定する不可抗力の発生後直ちに、同項の損害（運営権者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第27条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）について調査を行うとともに、その結果を県に報告し、県の確認を受けなければならない。この場合において、県は、当該報告の内容を確認するため、工事現場の確認その他必要な調査を行うことができるものとし、運営権者は、県の要請に応じてこれに最大限協力するものとする。	-
45	実施契約書（案）	22	第48条の2第3項	運営権者は、前項の規定により県によって損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を県に請求することができる。	-
46	実施契約書（案）	22	第48条の2第4項	県は、前項の規定により運営権者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、運営権者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、当該年度実施協定に定める当該単年度対象改築業務に要する費用の額（以下第5項において「請負代金額」という。）の百分の一を超える額を、当該年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。	-

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
47	実施契約書（案）	22	第48条の2第5項	損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（要求水準書に規定する工事費内訳書に基づき）算定する。 (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。 (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。 (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該単年度対象改築業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。	-
48	実施契約書（案）	23	第48条の2第6項	数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「当該年度実施協定に定める当該単年度対象改築業務に要する費用の額の百分の一を超える額」とあるのは「当該年度実施協定に定める当該単年度対象改築業務に要する費用の額の百分の一を超える額から既に県が負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。	-
49	実施契約書（案）	23	第50条第1項	運営権者は、年度実施協定に定める流域下水道事業に係る改築業務に要する費用相当額を、県に代わって負担するものとする。ただし、当該改築業務に要する費用のうち、国補助金等の交付対象費目に含まれない経費並びに県及び運営権者の間で運営権者の負担とすることについて別途合意した費用については、運営権者が自ら負担するものとする。	運営権者は、年度実施協定に定める流域下水道事業に係る改築業務に要する費用相当額を、県に代わって負担するものとする。ただし、当該改築業務に要する費用のうち、国補助金等の交付対象費目に含まれない経費については、運営権者が自ら負担するものとする。
50	実施契約書（案）	23	第50条第2項	運営権者は、いずれかの流域下水道事業に係る改築業務について第43条第2項又は第4項の検査に合格したときは、年度実施協定に定める当該改築業務に要する費用（ただし、国補助金等の交付対象費目に含まれない経費並びに県及び運営権者の間で運営権者の負担とすることについて別途合意した費用を除く。）を県に対して請求することができる。	運営権者は、いずれかの流域下水道事業に係る改築業務について第43条第2項又は第4項の検査に合格したときは、年度実施協定に定める当該改築業務に要する費用（ただし、国補助金等の交付対象費目に含まれない経費を除く。）を県に対して請求することができる。
51	実施契約書（案）	24	第53条第4項	第1項の規定により県が実施する運営権設定対象施設の改築に起因して、①本事業等の実施が中断された場合又は②運営権設定対象施設が毀損した場合、県は、運営権者に生じた増加費用又は損害を補償するものとする。ただし、当該増加費用又は損害が不可抗力に起因する場合、第64条及び第65条並びに第65条の2の定めに従うものとする。	第1項の規定により県が実施する運営権設定対象施設の改築に起因して、①本事業等の実施が中断された場合又は②運営権設定対象施設が毀損した場合、県は、運営権者に生じた増加費用又は損害を補償するものとする。ただし、当該増加費用又は損害が不可抗力に起因する場合、第64条及び第65条の定めに従うものとする。
52	実施契約書（案）	24	第53条第5項	県が実施する管路等に係る改築若しくは維持管理又は管路等の契約不適合に起因して、①本事業等の実施が中断された場合又は②運営権設定対象施設が毀損した場合、県は、運営権者に生じた増加費用又は損害を補償するものとする。ただし、当該増加費用又は損害が不可抗力に起因する場合、第64条及び第65条並びに第65条の2の定めに従うものとする。	県が実施する管路等に係る改築若しくは維持管理又は管路等の瑕疵に起因して、①本事業等の実施が中断された場合又は②運営権設定対象施設が毀損した場合、県は、運営権者に生じた増加費用又は損害を補償するものとする。ただし、当該増加費用又は損害が不可抗力に起因する場合、第64条及び第65条の定めに従うものとする。
53	実施契約書（案）	26	第57条第1項	運営権者は、県との間で締結する別紙11の様式による利用料金収受代行業務委託契約に基づき、利用料金収受代行業務を県に委託し、県は、当該委託に基づき、県が使用者から収受する料金等と併せて、利用料金の収受を行う。なお、県が使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を収受することができなかった場合には、県は、①当該使用者から実際に収受できた金額から、②当該実際に収受できた金額に県収受割合（利用料金収受代行業務が実施される月ごとに、当該月において収受される予定であった料金等の額を、当該月において収受される予定であった料金等及び利用料金の合計額で除して得た割合をいう。）を乗じた金額を差し引いた金額を運営権者に対して支払えば足りる。	運営権者は、県との間で締結する別紙11の様式による利用料金収受代行業務委託契約に基づき、利用料金収受代行業務を県に委託し、県は、当該委託に基づき、県が使用者から収受する料金等と併せて、利用料金の収受を行う。
54	実施契約書（案）	28	第59条第3項	前各項の定めにかかわらず、前各項に定める運営権者の増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第62条から第65条の2までの定めに従うものとする。	前各項の定めにかかわらず、前各項に定める運営権者の増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第62条から第65条までの定めに従うものとする。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
55	実施契約書（案）	28	第60条第3項	前各項の定めにかかわらず、前各項に定める運営権者における増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第62条から第65条の2までの定めに従うものとする。	前各項の定めにかかわらず、前各項に定める運営権者における増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第62条から第65条までの定めに従うものとする。
56	実施契約書（案）	30	第65条第1項(1)イ	9個別事業ごとに、運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害（ただし、①運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び②運営権者が維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものを除く。）の合計額が以下に掲げる金額以上である場合、当該 <b>運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、県の負担とする。なお、①次の（イ）又は（ロ）に掲げる場合にあっては、当該不可抗力によって被害を受けた運営権設定対象施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）</b> ことを目的とする各水道用水供給事業又は工業用水道事業における工事ごとに、②次の（ハ）に掲げる場合にあっては、一箇所の工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条に規定する意味を有する。）ごとに、当該増加費用又は損害の合計額を算定するものとする。	9個別事業ごとに、運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害（ただし、①運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び②運営権者が維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものを除く。）の合計額が以下に掲げる金額以上である場合、当該増加費用又は損害は、県の負担とする。
57	実施契約書（案）	30	第65条第1項(1)イ（イ）	720万円	720万円又は当該水道用水供給事業による現在給水人口に130円を乗じて得た額のうち、いずれか高い金額
58	実施契約書（案）	30	第65条第1項(2)イ	水道用水供給事業については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（厚生労働省発健0401第3号）第2項第1号に規定する事業に該当する場合又はその他水道用水供給事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合、当該 <b>不可抗力に起因して運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、</b> 県の負担とする。	水道用水供給事業に関する <b>増加費用等</b> については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（厚生労働省発健0401第3号）第2項第1号に規定する事業に該当する場合又はその他水道用水供給事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合は、県の負担とする。
59	実施契約書（案）	31	第65条第1項(2)ロ	工業用水道事業については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、工業用水道事業費補助金交付要綱（20130226財地第1号）第3条第4項並びに同別表1第4項及び第5項に規定する補助金採択基準を満たす災害復旧事業に該当する場合又はその他工業用水道事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合、当該 <b>不可抗力に起因して運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、</b> 県の負担とする。	工業用水道事業に関する <b>増加費用等</b> については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、工業用水道事業費補助金交付要綱（20130226財地第1号）第3条第4項並びに同別表1第4項及び第5項に規定する補助金採択基準を満たす災害復旧事業に該当する場合又はその他工業用水道事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合は、県の負担とする。
60	実施契約書（案）	31	第65条第1項(2)ハ	流域下水道事業については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合、当該 <b>不可抗力に起因して運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、</b> 県の負担とする。	流域下水道事業に関する <b>増加費用等</b> については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、県の負担とする。
61	実施契約書（案）	31	第65条第1項(2)ニ	上記イ、ロ又はハ以外の場合は、運営権者の負担とする。	イ、ロ又はハ以外の <b>地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力</b> の場合は、運営権者の負担とする。
62	実施契約書（案）	31	第65条第2項	前項の定めにかかわらず、 <b>不可抗力によって本事業用地が毀損した場合、本事業用地の修補その他の原状回復に必要な措置は、</b> 県が自らの費用負担において行う。この場合、 <b>運営権者は、</b> 県の要請に応じてこれに最大限協力するものとする。	-
63	実施契約書（案）	31	第65条第3項	3 不可抗力発生時において本事業の継続に合理的に必要な措置を講じるため、県が運営権者に対して <b>要請した業務の実施に関して、</b> 運営権者において <b>提案書類に記載された緊急時の想定人員以上の人員配置が必要となった場合、</b> 県は、当該 <b>想定人員以上の人員配置</b> に起因して運営権者に生じた増加費用について補償するものとする。	2 不可抗力発生時において本事業の継続に合理的に必要な措置を講じるため、県が運営権者に対して <b>提案書類に記載された緊急時の想定人員以上の人員配置を要請した</b> 場合、県は、当該 <b>要請</b> に起因して運営権者に生じた増加費用について補償するものとする。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
64	実施契約書（案）	31	第65条の2	（突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則） 本契約締結時点で予測困難な突発的かつ一時的な事象（水道用水供給事業及び工業用水道事業における突発的なかび臭の発生及び不可抗力を含むが、これらに限られない。以下本条において「突発事象」という。）に起因して、義務事業（ただし、関連業務を除く。）又は附帯事業の実施に重大な悪影響を及ぼす程度の増加費用又は損害が運営権者に生じた場合、運営権者は、県に対して、当該増加費用又は損害の負担に関する協議を申し入れることができる。ただし、①当該増加費用又は損害を考慮した運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定が行われた場合、又は②突発事象が不可抗力に該当する場合であって、当該不可抗力に関し、前条第1項第1号イ又は第2号イ、ロ若しくはハの規定により県が当該増加費用又は損害を負担した場合はこの限りではない。	-
65	実施契約書（案）	33	第70条	この場合において、県は、第57条第1項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。	この場合において、県は、第57条第2項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。
66	実施契約書（案）	33	第72条第1項	県及び運営権者は、本契約締結日において、優先交渉権者によって①水道用水供給事業についての各運営権設定対象施設に係る災害その他非常の場合における水道事業等を継続するための措置（水道法施行規則（昭和33年厚生省令第45号）第17条の11第1項第4号に規定する措置をいい、以下「災害等対応措置」という。）についての計画及び②9個別事業全体についての運営権設定対象施設に係る災害等対応措置についての計画が作成され、当該計画について県が承認済みであることを確認する。運営権者は、当該計画の内容を踏まえて、①本事業開始予定日の90日前までに、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、水道用水供給事業及び9個別事業全体についての各運営権設定対象施設に係る運営事業BCPを作成し、県に提出するものとし、②県と協議の上、本事業開始予定日の30日前までに県の承認を得なければならない。	県及び運営権者は、本契約締結日において、優先交渉権者によって①水道用水供給事業についての各運営権設定対象施設に係る運営事業BCP及び②9個別事業全体についての運営権設定対象施設に係る運営事業BCPが作成され、当該運営事業BCPについて県が承認済みであることを確認する。
67	実施契約書（案）	34	第74条第1項(5)	運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書（もしあれば。）の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書（もしあれば。）の写し	運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写し
69	実施契約書（案）	34	第74条第1項(6)	運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写し	運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写し
69	実施契約書（案）	35	第74条第2項(5)	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定、会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会を設置する規定又は会社法第2条第12号に定める指名委員会等を設置する規定のいずれかの規定があること。	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する定めがあること。
70	実施契約書（案）	36	第78条第3項	前項の規定により合意延長が行われた場合、県及び運営権者は、本契約、事業計画書、改築計画書、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。	前項の規定により合意延長が行われた場合、県及び運営権者は、改築業務に関して本契約、改築計画書、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。



No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
71	実施契約書（案）	38	第80条第2項	<p>[本事業期間が終了した場合、]県は、[前項の規定により引渡しを受けた]水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る運営権設定対象施設に関して運営権者が行った改築業務の対象となる施設（ただし、完工している施設に限る。）について、当該業務に関して運営権者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から[本事業期間終了時までにおいて行った減価償却累計額／本事業期間終了時までに行うこととなる減価償却累計額]（ただし、減価償却の計算については地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、減価償却の計算については、償却資産の種類を問わず、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、同条第3項については、「償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達したものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うこととする。」と読み替えた上でこれを準用するものとする。）により行うこととする。）を控除した金額に相当する金銭を、運営権者に対して支払うものとする（以下本条及び第82条において、当該支払額を「本事業期間終了時の残存価値」という。）。<b>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、上記[ ]内の文言で、選択式で記載しているものについては後者の文言を規定し、それ以外のものについては[ ]内の文言を削除する。】</b></p>	<p>本事業期間が終了した場合、県は、前項の規定により引渡しを受けた水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る運営権設定対象施設に関して運営権者が行った改築業務の対象となる施設（ただし、完工している施設に限る。）について、当該業務に関して運営権者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から本事業期間終了時までにおいて行った減価償却累計額（ただし、減価償却の計算については地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、同条第3項柱書については、「償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うこととする。」と読み替えた上でこれを準用するものとする。）により行うこととする。）を控除した金額に相当する金銭を、運営権者に対して支払うものとする（以下本条及び第82条において、当該支払額を「本事業期間終了時の残存価値」という。）。</p>
72	実施契約書（案）	38	第80条第3項	<p>運営権者は、本事業終了日において本事業等の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産（任意事業に係る資産を含む。）を、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地及び運営権設定対象施設から撤去しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、県又は県の指定する者は、当該資産を県及び運営権者が別途合意する価格で買い取ることができ、運営権者はこれに応じるものとする。</p>	<p>運営権者は、本事業終了日において本事業等の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産（任意事業に係る資産を含む。）は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地及び運営権設定対象施設から撤去しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、県又は県の指定する者は、当該資産を県及び運営権者が別途合意する価格で買い取ることができ、運営権者はこれに応じるものとする。</p>

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
73	実施契約書（案）	38	第80条第5項～ 第7項	<p><b>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合、以下に掲げる第5項を規定する。】</b></p> <p>5 [第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払及び第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する<b>契約不適合</b>に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が第83条に定める<b>契約不適合</b>に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。]</p> <p><b>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、以下に掲げる第5項乃至第7項を規定する。】</b></p> <p>5 [第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払は、運営権者が行った改築業務の対象となる施設ごとに、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日（ただし、当該日が本事業終了日以降となる場合には、本事業終了日の1年後の応当日）までに、運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。この場合、本事業期間終了時の残存価値の算定は、本事業期間終了時の残存価値の支払日における本事業期間の末日を「本事業期間終了時」とみなして行うものとする。</p> <p>6 前項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払後、第78条第2項の規定により本事業期間が延長された場合、運営権者は、前項の規定により支払を受けた本事業期間終了時の残存価値と、延長後の本事業終了日を「本事業期間終了時」として算定した本事業期間終了時の残存価値に相当する金額との差額を、延長後の本事業終了日まで、県が指定する方法により、県に一括して支払うものとし、当該支払後に第78条第2項の規定により本事業期間が延長された場合も同様とする。</p> <p>7 第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する<b>契約不適合</b>に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が第83条に定める<b>契約不適合</b>に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。]</p>	<p>5 第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払及び第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する<b>瑕疵</b>に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が第83条に定める<b>瑕疵</b>に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。</p>

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
74	実施契約書（案）	40	第82条	運営権者は、 <b>第80条第1項に規定する</b> 運営権設定対象施設の引渡しの時点においても要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、第80条第1項第二文に規定する措置に加えて、県に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。 <b>[ただし、県が認めた場合には、第80条第2項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値及び同条第3項の規定による支払額から控除する方法により支払うことができる。]</b> <b>ただし、県が認めた場合には、第80条第3項の規定による支払額及び同条第5項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値（ただし、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日が本事業終了日以降となる場合に限る。）から控除する方法により支払うことができる。]</b> <b>[ ]内の文言のうち、本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合は前者の文言を、当該提案がなされた場合は後者の文言を規定する。]</b>	運営権者は、運営権設定対象施設の引渡しの時点においても要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、第80条第1項第二文に規定する措置に加えて、県に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。ただし、県が認めた場合には、第80条第2項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値及び同条第3項の規定による支払額から控除する方法により支払うことができる。
75	実施契約書（案）	40	第83条	<b>(契約不適合に関する責任)</b> 県又は県の指定する者は、第80条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第2項及び第3項の規定により譲渡された資産に <b>契約不適合</b> （なお、経年劣化は <b>契約不適合</b> に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から1年以内に限り、運営権者に対し、相当の期間を定めて、当該 <b>契約不適合</b> の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる <b>（ただし、当該契約不適合から県又は県の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限る。）</b> 。また、第79条の規定により運営権者から県又は県の指定する者に提供された情報等に <b>契約不適合</b> （情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の <b>契約不適合</b> を含むがこれらに限られない。）が発見された場合についても同様とする <b>（ただし、当該契約不適合から県又は県の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額とする。）を超えない場合であっても、運営権者は、県又は県の指定する者において当該情報の契約不適合を是正又は訂正できるよう、最大限協力するものとする。）</b> 。	<b>(瑕疵に関する責任)</b> 県又は県の指定する者は、第80条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第2項及び第3項の規定により譲渡された資産に <b>瑕疵</b> （なお、経年劣化は <b>瑕疵</b> に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から1年以内に限り、運営権者に対し、相当の期間を定めて、当該 <b>瑕疵</b> の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。また、第79条の規定により運営権者から県又は県の指定する者に提供された情報等に <b>瑕疵</b> （情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の <b>瑕疵</b> を含むがこれらに限られない。）が発見された場合についても同様とする。
76	実施契約書（案）	44	第94条第1項	<b>(本事業開始日以後の解除又は終了の効果)</b> 本事業開始日以後に、第84条から第92条までの規定により本契約の全部又は一部が解除され、又は終了した場合、第79条から第83条までの規定 <b>〔ただし、第80条第5項及び第6項の規定を除く。〕</b> につき、「本事業終了日」を「本契約の全部又は一部の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の定めに従う。 <b>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払の提案がなされた場合、上記[ ]内の文言を規定する。】</b>	<b>(本事業開始日以後の解除又は終了の効果)</b> 本事業開始日以後に、第84条から第92条までの規定により本契約の全部又は一部が解除され、又は終了した場合、第79条から第83条までの規定につき、「本事業終了日」を「本契約の全部又は一部の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の定めに従う。
77	実施契約書（案）	44	第94条第2項	前項の規定のほか、本事業開始日以後に	前項の規定のほか、本事業開始日以後に
78	実施契約書（案）	45	第94条第3項	前項の規定により県が出来形部分を引き受ける場合（流域下水道事業における改築業務の出来形部分を引き受ける場合を含む。）、県は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築業務に関し県が支払済の費用（もしあれば。）を減じた額を運営権者に支払うものとする。この場合、第1項によって読み替える第80条 <b>〔第5項／第7項〕</b> の定めを適用する。 <b>[ ]内の文言のうち、本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合は前者の文言を、当該提案がなされた場合は後者の文言を規定する。]</b>	前項の規定により県が出来形部分を引き受ける場合（流域下水道事業における改築業務の出来形部分を引き受ける場合を含む。）、県は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築業務に関し県が支払済の費用（もしあれば。）を減じた額を運営権者に支払うものとする。この場合、第1項によって読み替える第80条第5項の定めを適用する。
79	実施契約書（案）	45	第94条第6項	<b>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、以下に掲げる第6項を規定する。】</b> 本契約の全部又は一部の解除又は終了日までに第80条第5項の規定による県の支払が完了した施設に係る本事業期間終了時の残存価値の支払は、当該県による支払済みの金額と、本契約の全部又は一部の解除又は終了日における当該施設の本事業期間終了時の残存価値相当額との差額を、第1項によって読み替える第80条第7項に規定する期限までに運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。	-

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
80	実施契約書（案）	45	第95条第1項	この場合において、県は、第57条第1項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。	この場合において、県は、第57条第2項の規定により、収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。
81	実施契約書（案）	46	第98条第1項	（運営権放棄等及び損失の負担－特定法令等変更による解除） 第89条第1項又は第90条第1項（第89条第1項に定める解除事由による場合に限る。）の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合（第91条第1項の規定により本契約の一部が解除された場合を含む。）には、 <b>運営権者は、解除の対象となった運営権設定対象施設に係る運営権を放棄するものとし、</b> 県及び運営権者は、遅滞なく当該運営権の抹消登録を行う。	（運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更による解除） 第89条第1項又は第90条第1項（第89条第1項に定める解除事由による場合に限る。）の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合（第91条第1項の規定により本契約の一部が解除された場合を含む。）には、 <b>県及び運営権者は、遅滞なく解除の対象となった運営権設定対象施設に係る運営権の抹消登録を行う。</b>
82	実施契約書（案）	47	第98条第2項	前項の場合、県及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。	前項の場合のうち、 <b>特定法令等変更により本事業等の継続が不可能となった場合には、</b> 県及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。
83	実施契約書（案）	47	第99条	（運営権放棄等及び損害の負担－不可抗力解除）	（運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除）
84	実施契約書（案）	49	第105条第2項	運営権者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を <b>義務事業又は附帯事業</b> に導入した場合、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。	運営権者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を <b>本事業等</b> に導入した場合、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。
85	実施契約書（案）	49	第105条第3項	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を <b>義務事業又は附帯事業</b> に導入した場合、当該第三者をして、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、 <b>本契約終了日において運営権者が当該第三者に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（県が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り運営権者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。また、</b> 当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償（ただし、 <b>県が別途認める場合は有償</b> ）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を <b>本事業等</b> に導入した場合、当該第三者をして、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。
86	実施契約書（案）	51	第109条第1項	<b>県及び運営権者は、本契約締結日において、優先交渉権者によって、本事業等の実施に当たり作成され、又は取得された文書等であって、運営権者が管理しているものの公開について、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の趣旨に沿った情報公開取扱規程が作成され、当該情報公開取扱規程について県が承認済みであることを確認する。運営権者は、本契約締結後速やかに当該情報公開取扱規程を公表するものとし、当該情報公開取扱規程に従って本事業等に関する情報公開を適時に行うものとする。</b>	運営権者は、本事業等の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、 <b>情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。</b>
87	実施契約書（案）	51	第109条第2項	-	<b>情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。</b>
88	実施契約書（案）	57	別紙1(50)	「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、県が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。	「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、県が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
89	実施契約書（案）	59	別紙1(91)	「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、 <b>疫病</b> その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、県及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、県又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。	「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、 <b>疫病</b> 、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、県及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、県又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
90	実施契約書（案）	62	別紙1(131)	「利用料金」とは、運営権設定対象施設の利用について、使用者が運営権者に対して支払うこととなる、 <b>宮城県公営企業設置条例</b> 第19条第1項に定める利用料金をいう。	「利用料金」とは、運営権設定対象施設の利用について、使用者が運営権者に対して支払うこととなる、 <b>宮城県公営企業条例</b> 第19条第1項に定める利用料金をいう。
91	実施契約書（案）	72	別紙5-2第8条	（ <b>契約不適合</b> に関する責任） 譲渡物品の引渡しは現状有姿で行うものとし、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他 <b>契約不適合</b> 等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。	（ <b>瑕疵</b> に関する責任） 第8条 譲渡物品の引渡しは現状有姿で行うものとし、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他 <b>瑕疵</b> 等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
92	実施契約書（案）	78	別紙7-1第6条 第1項	（契約不適合に関する責任） 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について <b>契約不適合</b> に関する責任を一切負担しない。	（瑕疵に関する責任） 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について <b>瑕疵</b> に関する責任を一切負担しない。
93	実施契約書（案）	84	別紙7-2第6条	（契約不適合に関する責任） 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について <b>契約不適合</b> に関する責任を一切負担しない。	（瑕疵に関する責任） 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について <b>瑕疵</b> に関する責任を一切負担しない。
94	実施契約書（案）	91	別紙8-2第6条	（契約不適合に関する責任） 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について <b>契約不適合</b> に関する責任を一切負担しない。	（瑕疵に関する責任） 県は、実施契約に定める場合を除き、貸付物件について <b>瑕疵</b> に関する責任を一切負担しない。
95	実施契約書（案）	104	別紙9-3	別紙9-3 料金期間上限金額の定期改定  本契約第39条第9項に定める、「 <b>別紙9-3</b> に定める算定方法」は、以下のとおりとする。  (1)料金期間上限金額の改定は、流域下水道事業ごとに、以下の算出式に従って行うものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）。  【算出式】 改定後の料金期間上限金額 = 提案書類に記載された料金期間上限金額 × 変動指標  (2)前号の算出式における「変動指標」とは、以下の算出式によって算出される指標をいう。  【算出式】 変動指標 = 直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標（*）の平均値 ÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標（*）の平均値  （*）「物価指標」とは、国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（下水道）をいう。	-
96	実施契約書（案）	107	別紙10-2 第1項	9個別事業において、運営権者が月ごとに収受する利用料金（以下本別紙において「月次利用料金」といい、月次利用料金が発生した月を「計算対象月」という。）は、9個別事業ごとに、以下の算出式に基づいて算出されるものとする。なお、9個別事業ごとの <b>月次利用料金の算出に当たっては、まず、使用者ごとの水量実績、基本水量及び超過水量に基づき、使用者ごとの月次利用料金を算出するものとし</b> （ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）、 <b>当該使用者ごとの月次利用料金を合計した額をもって、運営権者が計算対象月に収受する月次利用料金とする。</b>	9個別事業において、運営権者が月ごとに収受する利用料金（以下本別紙において「月次利用料金」といい、月次利用料金が発生した月を「計算対象月」という。）は、9個別事業ごとに、以下の算出式に基づいて算出されるものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
97	実施契約書（案）	107	別紙10-2第1項 算出式	<p>（水道用水供給事業）  月次利用料金＝月次運営権者収受額（＊1）×計算対象月の水量実績÷（月次水量見込（＊2）×0.8）</p> <p>（工業用水道事業）  月次利用料金＝月次運営権者収受額（＊1）×（計算対象月の基本水量（＊3）＋計算対象月の超過水量（＊4））÷月次水量見込（＊2）－減免利用料金（＊5）</p> <p>（流域下水道事業）  月次利用料金＝月次運営権者収受額（＊1）×計算対象月の水量実績÷月次水量見込（＊2）</p> <p>（＊1）「月次運営権者収受額」とは、計算対象月において適用される月次運営権者収受額（既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされている場合には当該改定後の月次運営権者収受額）をいう。  （＊2）「月次水量見込」とは、①初回料金期間においては、当該料金期間における当初長期水量見込の合計を、県が指定する当該料金期間を構成する月数で除した数値をいい、②その他の料金期間においては、料金期間ごとに県が運営権者に提示する当該料金期間における水量見込を、県が指定する当該料金期間を構成する月数で除した数値をいう（以下本別紙において同じ。）。  （＊3）「基本水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二備考二に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。  （＊4）「超過水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二備考三に定める意味を有する（ただし、同別表第二備考四イからハまでに掲げる要件のすべてを満たす日の超過水量は、0m<sup>3</sup>とする。）（以下本別紙において同じ。）。  （＊5）「減免利用料金」とは、計算対象月における給水の停止、公益上の理由等を考慮して、県が合理的に算定した利用料金の免除額をいう（以下本別紙において同じ。）。</p>	<p>（水道用水供給事業）  月次利用料金＝月次運営権者収受額（＊1）×計算対象月の水量実績÷（月次水量見込（＊2）×0.8）</p> <p>（工業用水道事業）  月次利用料金＝月次運営権者収受額（＊1）×（月次水量見込（＊2）＋計算対象月の超過水量（＊3））÷月次水量見込（＊2）</p> <p>（流域下水道事業）  月次利用料金＝月次運営権者収受額（＊1）×計算対象月の水量実績÷月次水量見込（＊2）</p> <p>（＊1）「月次運営権者収受額」とは、計算対象月において適用される月次運営権者収受額（既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされている場合には当該改定後の月次運営権者収受額）をいう。  （＊2）「月次水量見込」とは、特定の料金期間における当初長期水量見込の合計を、県が指定する当該料金期間を構成する月数で除した数値をいう（以下本別紙において同じ。）。  （＊3）「超過水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二備考三に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。</p>
98	実施契約書（案）	107	別紙10-2第2項	ある月の途中で本事業期間終了日が到来した場合、本事業期間終了日までの経過日数を基準とした日割計算によって当該月の月次利用料金を算出するものとする。	ある月の途中で本事業期間終了日が到来した場合、本事業期間終了日までの経過日数を基準とした日割計算によって当該月の月次利用料金を算出するものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）。
99	実施契約書（案）	108	別紙10-2第3項	仙塩工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業に係る利用料金の計算方法の特則 仙塩工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業の間でのバックアップ対応（詳細は、要求水準書において定める。）によって、仙塩工業用水道事業又は仙台圏工業用水道事業から、他方の工業用水道事業の工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われた場合、月次利用料金の算定においては、当該バックアップ対応を受けた工業用水道事業の運営権設定対象施設より当該工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われたものとして、月次利用料金を算定するものとする。 <sup>12</sup>	仙台工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業に係る利用料金の計算方法の特則 仙台工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業の間でのバックアップ対応（詳細は、要求水準書において定める。）によって、仙台工業用水道事業又は仙台圏工業用水道事業から、他方の工業用水道事業の工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われた場合、月次利用料金の算定においては、当該バックアップ対応を受けた工業用水道事業の運営権設定対象施設より当該工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われたものとして、月次利用料金を算定するものとする。 <sup>11</sup>
100	実施契約書（案）	108	別紙10-2第4項	本契約第56条第1項第1号の規定により運営権者収受額の臨時改定が実施された場合、第1項にかかわらず、当該臨時改定の対象となった工業用水道事業における月次利用料金は、以下の算出式に従って算出されるものとする。なお、本項に基づく月次利用料金の算出に当たっては、まず、当該工業用水道事業に係る工業用水利用者ごとの月次利用料金を算出するものとし（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）、当該工業用水利用者ごとの月次利用料金を合計した額をもって、運営権者が計算対象月に収受する当該工業用水道事業における月次利用料金とする。	本契約第56条第1項第1号の規定により運営権者収受額の臨時改定が実施された場合、第1項にかかわらず、当該臨時改定の対象となった工業用水道事業における月次利用料金は、以下の算出式に従って算出されるものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
101	実施契約書（案）	108	別紙10-2第4項 算出式	<p>月次利用料金 = 改定対象費（*1） ÷ 計算対象月の総基本水量（*2） × 計算対象月の基本水量 + その他運営権者収受額の構成項目（*3） × （計算対象月の基本水量 + 計算対象月の超過水量） ÷ 月次水量見込 - 減免利用料金</p> <p>（*2）「総基本水量」とは、改定の対象となった工業用水道事業における、工業用水使用者ごとの基本水量の合計値をいう。</p> <p>（*3）「その他運営権者収受額の構成項目」とは、月次運営権者収受額から改定対象費を控除した金額をいう。</p>	<p>月次利用料金 = 改定対象費（*1） + {その他運営権者収受額の構成項目（*2） × （月次水量見込 + 計算対象月の超過水量） ÷ 月次水量見込}</p> <p>（*2）「その他運営権者収受額の構成項目」とは、月次運営権者収受額から改定対象費を控除した金額をいう。</p>
102	実施契約書（案）	108	別紙10-2 脚注 12	<p>脚注12 例えば、仙塩工業用水道事業のユーザーに対して、仙台圏工業用水道事業の施設から工業用水の供給がされた場合であっても、当該ユーザーは仙塩工業用水道事業から工業用水の供給を受けたものとして、各工業用水道事業における使用水量を算定します。</p>	<p>脚注11 例えば、仙台工業用水道事業のユーザーに対して、仙台圏工業用水道事業の施設から工業用水の供給がされた場合であっても、当該ユーザーは仙台工業用水道事業から工業用水の供給を受けたものとして、各工業用水道事業における使用水量を算定します。</p>
103	実施契約書（案）	109	別紙10-2第5項 算出式	<p>【算出式】 年度末調整金 = （不足水量 - 減免対象水量（*1）） × 年次運営権者収受額（*2） ÷ （計算対象事業年度水量見込（*3） × 0.8）</p> <p>（*1）「減免対象水量」とは、計算対象事業年度における給水の停止、公益上の理由等を考慮して、県が合理的に算定する水量（単位：m）をいう。</p> <p>（*2）「年次運営権者収受額」とは、計算対象事業年度において実際に適用された月次運営権者収受額（既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされていた場合には当該改定後の月次運営権者収受額）の合計額をいう。</p> <p>（*3）「計算対象事業年度水量見込」とは、①計算対象事業年度が初回料金期間に属する場合においては、計算対象事業年度の当初長期水量見込をいい、②計算対象事業年度が初回料金期間以外の料金期間に属する場合においては、料金期間ごとに県が運営権者に提示する当該料金期間における水量見込のうち、計算対象事業年度の水量見込をいう。</p>	<p>【算出式】 年度末調整金 = （不足水量 - 減免対象水量（*1）） × 年次運営権者収受額（*2） ÷ （計算対象事業年度分の当初長期水量見込 × 0.8）</p> <p>（*1）「減免対象水量」とは、以下の算出式に従って算出される水量（単位：m）（なお、給水停止時間が0である場合、減免対象水量は0とする。）をいう。</p> <p>【算出式】 減免対象水量 = （当該事業年度分の年間責任水量 ÷ 当該事業年度の総日数） × 給水停止時間（*） ÷ 24</p> <p>（*）「給水停止時間」とは、計算対象事業年度において、運営権者の責めに帰すべき事由によって実施された給水停止時間（もしあれば。）の合計時間数（1時間を1単位とし、1時間未満の時間数については切り捨てる。）をいう。</p> <p>（*2）「年次運営権者収受額」とは、計算対象事業年度において実際に適用された月次運営権者収受額（既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされていた場合には当該改定後の月次運営権者収受額）の合計額をいう。</p>
104	実施契約書（案）	110	別紙10-3(1) 表中	<p>日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)</p>	<p>日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス物価指数(総平均)</p>
105	実施契約書（案）	111	別紙10-3 (3)	<p>前号の算出式における「変動指標」とは、以下の算出式によって算出される指標をいい、また、以下の算出式における「費用構成割合」とは、9個別事業ごとに別紙3第3項に掲げる各運営権者収受額の構成項目の金額を前提として計算される、当該事業に係る運営権者収受額の合計額に占める各運営権者収受額の構成項目の金額の割合をいう。なお、以下の算出式における運営権者収受額の構成項目の金額には、いずれも9個別事業ごとに別紙3第3項に掲げる金額を用いるものとする。</p>	<p>前号の算出式における「変動指標」とは、以下の算出式によって算出される指標をいう。なお、「費用構成割合」とは、9個別事業ごとに別紙3第3項に掲げる各運営権者収受額の構成項目の金額を前提として計算される、当該事業に係る運営権者収受額の合計額に占める各運営権者収受額の構成項目の金額の割合をいう。</p>
106	実施契約書（案）	112	別紙10-4第1項 (1)	<p>なお、本契約第56条第1項第1号の規定による運営権者収受額の臨時改定後、実際の契約水量と当初長期水量見込との差が需要割合以下となった場合、当該日の属する月の翌月の初日以降、同号の規定による改定はなされなかったものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。また、同号の規定による臨時改定が実施された場合、同一料金期間中は、契約水量の変動を原因として再度同号の規定による臨時改定は行わないが、同号の規定による臨時改定の実施後、実際の契約水量と当初長期水量見込との差が需要割合以下となった後に、再度、実際の契約水量と当初長期水量見込との差が需要割合を上回ることとなった場合は、同号の規定による臨時改定を行う。</p>	<p>なお、本契約第56条第1項第1号の規定による運営権者収受額の臨時改定後、実際の契約水量と当初長期水量見込との差が需要割合を下回る事となった場合、当該日の属する月の翌月の初日以降、同号の規定による改定はなされなかったものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。また、同号の規定による臨時改定が実施された場合、同一料金期間中は、契約水量の変動を原因として再度同号の規定による臨時改定は行わないが、同号の規定による臨時改定の実施後、実際の契約水量と当初長期水量見込との差が需要割合を下回った後に、再度、実際の契約水量と当初長期水量見込との差が需要割合を上回ることとなった場合は、同号の規定による臨時改定を行う。</p>

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
107	実施契約書（案）	113	別紙10-4第2項 (1)	本契約第56条第1項第2号の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施時以降のいずれかの時点において、実勢動力費水準（ただし、「改定検討日」を当該時点と読み替えて適用する。以下本号において同じ。）と基準動力費水準の差が動力費割合以下となった場合、当該時点の属する月の翌月の初日以降、同号の規定による改定はなされなかったものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。 また、同号の規定による運営権者収受額の臨時改定が実施された場合、同一料金期間中は、実勢動力費水準の変動を原因として再度同号の規定による運営権者収受額の臨時改定は行わないが、同号の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施後、①実勢動力費水準と基準動力費水準との差が、直前の同号の規定による運営権者収受額の臨時改定時から大幅に拡大若しくは縮小（ただし、動力費割合以下とならない範囲に限る。）した場合、又は②実勢動力費水準と基準動力費水準との差が動力費割合以下となった後に、再度、実勢動力費水準が基準動力費水準から動力費割合を超えて変動した場合、県及び運営権者は、相手方に対して、次号に規定する算出式に準じた運営権者収受額の臨時改定に関する協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、県及び運営権者は、当該運営権者収受額の臨時改定について誠実に協議を行う。	-
108	実施契約書（案）	114	別紙10-4第3項 (1)	本契約第56条第1項第3号に定める、「別紙10-4第3項に定める場合」とは、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業ごとに、以下の算出式に従って算出される改定検討日（本契約第56条第1項第3号の規定に関して県又は運営権者が発出した同項柱書の規定による通知を相手方が受領した日をいう。以下同じ。）における「物価変動比率（臨時改定）」（負の数値である場合は同一の数の正の数値とみなす。以下同じ。）が、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業ごとに以下に定める割合（以下本項において「物価割合」という。）を超えて変動した場合とする。なお、以下の算出式における運営権者収受額の構成項目の金額には、いずれも9個別事業ごとに別紙3第3項に掲げる金額を用いるものとする。	本契約第56条第1項第3号に定める、「別紙10-4第3項に定める場合」とは、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業ごとに、以下の算出式に従って算出される改定検討日（本契約第56条第1項第3号の規定に関して県又は運営権者が発出した同項柱書の規定による通知を相手方が受領した日をいう。以下同じ。）における「物価変動比率（臨時改定）」（負の数値である場合は同一の数の正の数値とみなす。以下同じ。）が、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業ごとに以下に定める割合（以下本項において「物価割合」という。）を超える場合とする。
109	実施契約書（案）	115	別紙10-4 第3項 (1) 算出式	（*2）「基準期間」とは、本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間の初日が属する事業年度の3年度前の事業年度1年間（ただし、当該運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間が初回料金期間である場合には、令和2年度の事業年度1年間）をいう。	（*2）「基準期間」とは、本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間の初日が属する事業年度の3年度前の事業年度1年間をいう。
110	実施契約書（案）	115	別紙10-4第3項 (1)	なお、本項の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施時以降のいずれかの時点において、上記算出式に従って（ただし、「改定検討日」を当該時点と読み替えて適用する。）算出される物価変動比率（臨時改定）が物価割合以下となった場合、当該時点（以下「臨時改定効力終了時」という。）が属する月の翌月の初日以降、本契約第56条第1項第3号の規定による改定がなされないものとして、当該時点を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。なお、その後同一料金期間中に再度本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施することは妨げられない。	なお、本項の規定による運営権者収受額の臨時改定の実施時以降のいずれかの時点において、上記算出式に従って（ただし、「改定検討日」を当該時点と読み替えて適用する。）算出される物価変動比率（臨時改定）が物価割合を下回る場合、当該時点（以下「臨時改定効力終了時」という。）が属する月の翌月の初日以降、本契約第56条第1項第3号の規定による改定がなされないものとして、当該日を基準として再計算された月次運営権者収受額が適用されるものとする。なお、その後同一料金期間中に再度本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施することは妨げられない。
111	実施契約書（案）	116	別紙10-4 第3項 (2) 算出式	（著しく物価が下落した場合） 臨時改定後の物価変動費の合計額＝基準物価変動費（*）の合計額 × {1 - (1 - 物価変動比率（臨時改定） - 物価割合) } （著しく物価が上昇した場合） 臨時改定後の物価変動費の合計額＝基準物価変動費（*）の合計額 × {1 + (物価変動比率（臨時改定） - 1 - 物価割合) }	（著しく物価が下落した場合） 臨時改定後の物価変動費の合計額＝基準物価変動費（*）の合計額 × {1 - (物価変動比率（臨時改定） - 物価割合) } （著しく物価が上昇した場合） 臨時改定後の物価変動費の合計額＝基準物価変動費（*）の合計額 × {1 + (物価変動比率（臨時改定） - 物価割合) }
112	実施契約書（案）	118	別紙11第2条 第1項	委託者は、受託者に対し、委託業務の対価として、別紙「委託料算定表」に基づき算出される金額（以下「委託料」という。）を別紙「委託料算定表」に従って支払う。	委託者は、受託者に対し、委託業務の対価として、別紙「委託料算定表」に基づき算出される金額（以下「委託料」という。）を支払う。
113	実施契約書（案）	118	別紙11第2条 第2項	-	委託者は、受託者に対し、前項の委託料を別紙「委託料算定表」に従って支払うものとする。



No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
114	実施契約書（案）	119	別紙11第8条	受託者は、委託者に対し、各月において <b>使用者</b> から収受した <b>料金等及び利用料金の合計額のうち、利用料金相当額（ただし、使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を収受することができなかった場合には、①当該使用者から実際に収受できた金額から、②当該実際に収受できた金額に県収受割合（月ごとに、当該月において収受される予定であった料金等の額を、当該月において収受される予定であった料金等及び利用料金の合計額で除して得た割合をいう。）を乗じた金額を差し引いた金額）</b> を、 <b>使用者</b> が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日（ただし、料金等及び利用料金の支払期限が月末であり、かつ土曜日、日曜日又は祝日その他銀行の休日であることにより、当該銀行口座に料金等及び利用料金が着金した日が、本来着金すべき月の翌月となる場合には、当該月の末日）までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金又は契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。	受託者は、委託者に対し、各月において <b>使用者等</b> から収受した利用料金相当額を、 <b>使用者等</b> が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金又は契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。
115	実施契約書（案）	120	別紙11 第17条第3項	この契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金（ <b>実施契約が解除され、又は終了した日までに発生した利用料金を含む。</b> ）の <b>収受代行その他の回収方法</b> については、委託者及び受託者の協議により定める。	この契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金の <b>取扱い</b> については、委託者及び受託者の協議により定める。
116	実施契約書（案）	122	別紙11 (別紙) 2	委託者は、毎年3月31日までに、 <b>当該事業年度に係る委託料の合計金額</b> を、県が指定する方法により一括して支払うものとする。	委託者は、毎年3月31日までに、 <b>前項の委託料の合計金額</b> を、県が指定する方法により一括して支払うものとする。